

南知多町空き家バンク制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町への移住及び定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、南知多町空き家情報登録「空き家バンク」制度（以下「空き家バンク」という。）要綱に規定する空き家バンクに登録された空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）を購入又は賃貸借した者に対し、補助金を交付するものとする。ただし、交付に関しては、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の名称)

第2条 この補助金は、南知多町空き家バンク制度補助金（以下「補助金」という。）と称する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家バンクに登録した住宅をいう。
- (2) 空き地 空き家バンクに登録した土地をいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有する一戸建てで、延べ床面積が50㎡以上ある家屋をいう。ただし、併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供されており、その当該部分の床面積が50㎡以上あるものとする。
- (5) 移住及び定住 本町に永く住むことを前提として、当該住所地を生活の拠点とするため住民基本台帳に登録することをいう。

(6) 市町村民税等 市町村民税、固定資産税、国民健康保険税のことをいう。

(7) 世帯員 住民基本台帳により同一の世帯員をいう。

(8) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。

(補助の種類)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる補助の種類は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

(1) 登録補助 空き家バンクに登録された空き家の所有者等に交付する補助金

(2) 空き家対策総合支援事業補助(改修費補助) 空き家対策総合支援事業を活用し、空き家バンクに登録された住宅を改修又は修繕工事をおこなった賃貸借者に交付する補助金

2 前項各号に規定する補助は、空き家対策総合支援事業補助(改修費補助)を利用するものが所有者等である場合、登録補助と併用できるものとする。

(補助対象者及び補助金額等)

第5条 前条第1項各号に掲げる補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)及び対象経費並びに補助金額等は、別表第1から第2までのとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

2 空き家バンク要綱第11条第1項第2号に規定する者は、補助対象者から除く。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 第4条第1項第1号に規定する申請者は、南知多町空き家バンク制度補助金「登録補助兼実績報告書」交付申請書(様式第1号の1。以下「登録補助申請書兼実績報告書」という。)に誓約書(様式第1号の2)及び別表第1に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 第4条第1項第2号に規定する申請者は、空き家対策総合支援事業補助(改修費補助)申請書(様式第2号の1。以下「総合支援事業補助(改修費補助)申請書」

という。)に誓約書(様式第2号の2又は第2号の3)及び別表第2に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条第2項の総合支援事業補助(改修費補助)申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは南知多町空き家バンク制度補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第1項の登録補助申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは南知多町空き家バンク制度補助金交付決定・確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付決定をしなかったときは、南知多町空き家バンク制度補助金非該当通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条第2項に規定する申請者は、南知多町空き家バンク制度補助金「総合支援事業補助(改修費補助)」実績報告書(様式第6号)に別表第2に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、南知多町空き家バンク制度補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、第7条第2項及び前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、速やかに南知多町空き家バンク制度補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第 11 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとし、遡及して空き家バンク要綱第 6 条及び第 9 条に規定する登録を取消することができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 空き家バンク要綱第 6 条第 2 号及び第 9 条第 2 号に該当したとき。
- (3) 空き家バンク要綱第 6 条第 3 項及び第 9 条第 4 号に該当したとき。
- (4) 空き家バンク要綱第 9 条第 3 項に該当したとき。
- (5) その他町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、南知多町空き家バンク制度補助金返還命令書（様式第 9 号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 60 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の返還免除）

第 12 条 町長は、前条第 1 項の規定によるものを除くほか、補助金の交付決定の全部又は一部を取消した理由が、災害、病気等のやむを得ない理由によるものであると認めるときは、南知多町空き家バンク制度補助金返還免除申請書（様式第 10 号）及び返還を免除する理由を証する書類により補助金の全部若しくは一部の返還を免除できるものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日前の改正前の南知多町空き家バンク制度補助金交付要綱第 4 条各号に規定する補助については、別表第 1 号から第 5 号の補助金の有効期限の始期が令和元年 6 月 30 日以前に該当する場合、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日前の改正前の南知多町空き家バンク制度補助金交付要綱第 4 条各号に規定する補助については、別表第 1 号から第 5 号の補助金の有効期限の始期が令和 5 年 3 月 31 日以前に該当する場合、なお従前の例による。